

随意契約ガイドライン

随意契約に関する事務処理要領（平成13年4月1日施行）第9条に規定する随意契約ガイドラインは、次の各号に掲げる場合とするものとする。

このガイドラインは、随意契約に関する透明性の確保及び事務処理の統一化を目的とし、法例等別に定めるもののほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項各号に必要な標準的な考え方を示すものである。

- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が次表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額の範囲内で、佐倉市財務規則（平成元年規則第6号）で定める額を超えないものをするとき。ただし、公有財産に関し契約する時を除く。

（施行令第167条の2第1項第1号）

1. 工事又は製造の請負契約	130万円以下
2. 財産の買入れ	80万円以下
3. 物件の借入れ	40万円以下
4. 財産の売払い	30万円以下
5. 物件の貸付け	30万円以下
6. 前各号に掲げる以外のもの	50万円以下

- 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。

（施行令第167条の2第1項第2号）

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ、目的を達成することができない場合

ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事

イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器類等の新設、増設等の工事

エ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合

ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事

イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工さ

せた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器類等の増設、改修等の工事

ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

3 次の第1号から第4号に規定する施設において製作された物品を買い入れ、又は役務の提供を受けるとき、若しくは第5号から第6号に規定する団体から役務の提供を受けるとき。

(施行令第167条の2第1項第3号)

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者自立支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設

(2) 障害者自立支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター

(3) 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

(4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

(5) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センター

(6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体

4 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(施行令第167条の2第1項第5号)

(1) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付する時間的な余裕がない場合

ア 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事

イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事

ウ 災害の未然防止のための応急工事

5 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(施行令第167条の2第1項第6号)

(1) 現に契約履行中の施工業者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できると認められるとき。

ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事

イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

(2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有

利と認められるとき。

ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として、完成してはじめて機能を発揮できるものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的な必要とされる当該工事

イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事に施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全、円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

(3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められるとき。

ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

イ 他の発注者の発注にかかる工事と一部重複、錯綜する工事

6 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(施行令第167条の2第1項第7号)

(1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合により著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき。

(2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められるとき。

7 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(施行令第167条の2第1項第8号)

8 落札者が契約を締結しないとき。

(施行令第167条の2第1項第9号)

附 則

(施行期日等)

1 このガイドラインは、平成13年4月1日制定し、平成13年4月1日以後の随意契約に係る契約の締結から適用する。

(建設工事以外の事業に関するガイドライン)

2 建設工事以外の事業の随意契約に関するガイドラインは、本ガイドライン中の用語（建設工事、工事又は施工等）を、適宜、建設工事以外の用語に読み替え準用するものとする。

附 則

このガイドラインは、平成17年4月1日より施行する。

附 則

このガイドラインは、平成18年4月1日より施行する。

附 則

このガイドラインは、平成22年7月1日より施行する。

附 則

このガイドラインは、平成24年4月1日より施行する。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日より施行する。

附 則（令和3年3月30日決裁 佐契第1201号）

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。